

入札監理小委員会の審議結果報告 港湾及び空港における発注者支援業務

1. これまでの経緯

国土交通省、内閣府の港湾及び空港における発注者支援業務（発注補助業務、技術審査補助業務、監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務）は、公共サービス改革基本方針（平成 23 年 7 月 15 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定され、実施要項案の審議は 8 回目となる。契約は、各地方整備局又は事務所単位で行い、単年又は 2 年間の契約期間である。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

前回の民間競争入札実施業務（平成 29～30 年度業務）に対する総務省評価を踏まえた検討がなされているか。

【総務省評価の内容】

本業務は、これまで資格要件の緩和、事業の複数年化、入札時期の早期化など競争性確保のための様々な取組を行ってきたが、1 者応札の割合等について大きな改善が見られていないところである。そのため、今後の競争性改善に向けた取組については、これまで実施してきた取組の効果を分析し、本業務における競争性の改善が十分に見込めるかどうかを検討した上で取組を実施する必要がある。

【総務省評価への対応】

実施要項案についてどのように検討したか。

1 者応札の改善に向けた対応を検討するため、民間事業者に対して要件緩和等の要望に関するアンケート調査を実施した。

＜アンケート調査の実施＞

令和元年 8 月 13 日から令和元年 8 月 27 日にかけて、昨年度アンケートの対象とした港湾及び建設コンサルタントの企業 108 社のほか、入札説明書をダウンロードした企業や道路、河川等の発注者支援業務を受注している企業を対象に計 116 社に調査を実施。

調査の結果、事業者は技術者の確保や継続した受注ができるかについて苦慮していることがわかった。

- ① 発注ロットについては「中小企業が参加できるようにしてほしい」「業務 1 件当たり担当技術者 2～3 人程度の規模に分割してほしい」との意見があった。
- ② 管理技術者の地域精通度等については、「加点が得られない」「他地域での新規参入が難しい」との意見があった。
- ③ 総合評価の改善要望については、現状のままでいいが過半数を占めている一方で、「担当技術者の技術者不足を解消する最善策として、若い技術者や経験の浅い技術者を教育する場を提供するような緩和が必要」との意見があった。

＜アンケート調査結果を踏まえた今後の取組の検討＞

- ① 「監督補助業務」、「品質監視補助及び施工状況確認業務」において、技術者不足及び地元企業への入札参加を促すために、原則、業務1件当たり担当技術者1～2人程度の規模に分割化することを検討。
- ② 「監督補助業務」、「品質監視補助及び施工状況確認補助業務」において、監理技術者の地域精通度の評価が得られない及び他地域での新規参入が難しいとの意見があったことから要件を緩和。
- ③ 「発注補助業務」、「技術審査補助業務」、「監督補助業務」、「品質監視補助及び施工状況確認補助業務」において、担当技術者の技術者不足の解消及び若い技術者や経験の浅い技術者への教育の促進に関する意見があったことから、担当技術者の総合評価を緩和。

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点1】地域精通度については、当該整備局管内及び隣接する整備局内での実績があった場合に評価点を加点しているが、対象地域の範囲を拡大することはできないのか。対象地域が広がれば大企業は参入しやすいと思われる。

→例えば、東北と九州、または日本海側と太平洋側では、自然条件が異なるため、隣接された地域までは認められるが、それ以上範囲を拡大することは難しい。

また、入札参加者の促進を図るため、今回の要件緩和で、隣接する整備局内での業務実績の評価点を当該整備局管内と同様に扱うこととするよう改善したところである。

【論点2】配置予定担当技術者について、上位1名のみを評価の対象とすると言うことは、例えば10名の配置予定担当技術者を必要とするような大規模な業務であっても、9名の業務経験は評価対象とはならないため、技術者全体の能力が大幅に低下してしまうことが懸念されるが、サービスの質に問題はないのか。

→本事業の配置予定担当技術者は、10数名以上になるほどの大規模な業務は希であり問題ないと考えている。一方、新たな要件緩和の試みでもあるため、業務完了後、業務成績評価において品質が確保されていたか業務の成果の確認を行う。

4. パブリックコメントの対応について

令和元年9月20日から令和元年10月4日まで実施されたパブリックコメントにおいて、17件の意見が寄せられた。

法令番号の追記等の意見があり、指摘事項の一部について修正を行った。

以上